

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 6 年 2 月 1 日提出

案件担当 部 課 等	経済部海業水産課
案件名称	三浦市漁港管理条例等の一部を改正する条例の 基本方針について
部門経営 会議で 審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>三浦市漁港管理条例等の一部を改正する条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて</p>	
<p>現状と課題</p> <p>三浦市漁港管理条例は、漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）の規定に基づき、必要な事項を定めている。</p> <p>令和 5 年 5 月 26 日に漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 34 号）が公布され、漁港漁場整備法の題名が漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正され、令和 6 年 4 月 1 日に施行される予定である。また、漁港施設等の有効活用を図る事業として、漁港施設等活用事業を位置付け、これを計画的に促進するための制度を創設する改正が行われることから、本市においても漁港施設の活用により海業推進及び地域活性化を図ることを目的として、法改正の趣旨に則して条例を改正する必要がある。</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>別紙、基本方針のとおり三浦市漁港管理条例等を改正することとしたい。</p> <p>審議決定後は、令和 6 年第 1 回三浦市議会定例会へ議案として提出することとしたい。</p>	
<p>総合計画及び予算との関係</p> <p>大綱 2 もてなしの心をもつ都市をめざして～交流を育む 目標 1 6 次経済の構築 施策 1 6 次経済の構築</p>	
<p>備考 説明員</p> <p>鳩野経済部海業水産担当部長 鷺阪海業水産課長 森海業水産課海業水産 G L</p>	